

入札参加時における注意事項

(小鹿野町建設工事等請負競争入札参加者心得)

入札参加者各位

小 鹿 野 町

入札及び工事等の施工に当たっては、次の事項を遵守するようお願いします。

また、請け負った工事の一部を下請させるときには、下請負者に対し、この注意事項について周知されるよう努めてください。

記

1 独占禁止法等関係法令の遵守について

- ① 入札参加者は、関係法令を遵守するとともに、小鹿野町契約規則、小鹿野町建設工事請負契約約款、図面、仕様書（現場説明書、質疑応答書含む）、公告又は指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札してください。
- ② 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（略称して「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行わないよう注意してください。
- ③ 事業協同組合等にあつては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守してください。
- ④ 建設産業における所定労働時間については、労働基準法に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工にあたっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなど、所定労働時間の週40時間制への円滑な移行に努めてください。

2 下請負人の選定について

- ① 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請負人の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請関係の合理化に努めてください。
- ② 町は町内業者の活用・育成に努めており、下請負人を選定する場合はできるだけ町内業者を選定するよう努めてください。
- ③ 下請負を使用する際は、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元

請業者として、下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めてください。また、「実質的に関与」とは、単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないので注意してください。

- ④ 下請負人との契約は、下請契約書等の書面をもって締結することとし、下請代金の設定等について元請と下請が対等の立場で協議し、決定した上で契約を行ってください。また、下請契約を締結したときは、下請負人通知書に下請負人との建設業法に基づく必要事項を記載した契約書等の写しを添えて工事担当課に提出してください。これは、二次下請以降についても同様とします。
- ⑤ 下請代金の支払については、建設業法を遵守し、適正に行ってください。

3 建設資材の発注について

- ① 建設資材の発注に当たっては、納入業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引に努めてください。
- ② 建設資材の発注に当たっては、できる限り小鹿野町内の業者から選定するよう努めてください。

4 適正な賃金の支払について

町発注の工事については、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（二省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算しています。この点に十分留意し、労働者の適正な賃金の支払について配慮するようお願いいたします。

5 労働災害の防止策について

建設労働者の確保、並びにこれらの労働者の健康保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意しながら、元請・下請業者が一体となって労働災害の防止に特段の注意を払うようお願いいたします。

6 ダンプトラック等による過積載の防止について

- ① 工事の施工にあたって、工事資材等の運搬については過積載を行わないようにしてください。また、過積載を行っていると思われる資材納入業者から資材の納入を受けないなどの必要な措置をとるよう努めてください。

- ② 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等加入者の使用を促進するなどの配慮をお願いします。

7 建設業退職金共済組合への加入等について

- ① 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を必ず貼り付けてください。
- ② 1件当たりの請負金額が500万円以上の建設工事請負契約を締結した場合は、建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙購入状況報告書を契約締結後1カ月以内に提出してください。
- ③ 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付するか、又は建設業退職金共済制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建設業退職金共済制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進するようにしてください。
- ④ 下請業者の規模が小さく、建設業退職金共済制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者にその共済制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に務めてください。
- ⑤ 工事現場の出入口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を掲示してください。

8 技術者の適正な配置について

- ① 1件の請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置してください。
- ② 特定建設業者が請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置してください。

9 施工体制台帳等の提出について

請負金額が、4,000万円以上の建設工事の受注者は、施工体制台帳を、請負金額が4,000万円未満の建設工事の受注者は、施工体系図を作成し、事業担当課に提出してください。

10 施工体系図の掲示について

請負金額が4,000万円以上の建設工事の受注者は、工事現場の見やすい場所に施工体系図を掲示してください。

11 建設リサイクル法の遵守について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象工事の場合、落札後「分別解体等の計画等」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面」を提出してください。(契約書に添付)

12 工期の遵守について

契約において定めた工期については、必ず遵守してください。

13 埼玉県生活環境保全条例の遵守について

ディーゼル車の排出ガス規制が行われています。県の排出基準を満たさないものは、県内での運行は禁止されています。

14 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は、小鹿野町発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合がありますので、毎決算期ごとに必ず経営事項審査を受けてください。

15 CORINS、TECRISへの登録について

小鹿野町では、契約金額500万円以上の工事についてCORINSへの登録を義務付けています。これは、公共工事の入札・契約・施工の更なる適正化を図るものですので、ご協力をお願いします。

なお、TECRISについても、1契約あたりの請負金額が税込み100万円以上の業務委託（調査設計業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務・測量業務）を締結する場合は、TECRISへの登録をお願いします。なお、建築関係業務は登録対象外となります。

※公共機関が発注した工事实績や業務実績の情報を（一財）日本建設情報総合センターがデータベースの運用管理を行い、発注機関並びに建設会社等へ情報提供を行うものです。なお工事情報の扱いはCORINS、業務情報の扱いはTECRISにて行われています。詳しくは、<https://www.jacic.or.jp>をご覧ください。

連絡先	総合政策課契約担当
-----	-----------

電話	0494-75-4197
----	--------------